

## 〔 調 査 結 果 の 概 要 〕

### 1 退職一時金制度

#### (1) 退職一時金の制度の有無及びその内容（表1）【集計表第1表、第2表】

制度を採用しているのは、調査産業計では199社（集計217社の91.7%）で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは28社（制度のある199社の14.1%）、それ以外は172社（同86.4%）となっている。製造業では制度を採用しているのは116社（集計131社の88.5%）で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは18社（制度のある116社の15.5%）、それ以外は100社（同86.2%）となっている。

調査産業計で退職時の賃金以外を算定基礎給とする172社のうち、「点数方式（職能等級、勤続年数等を点数（ポイント）に置き換えて算定する方式）」が134社（172社の77.9%）、「別テーブル方式（賃金と連動しない体系又はテーブルで算定する方式）」が29社（同16.9%）等となっている。製造業では退職時の賃金以外を算定基礎給とする100社のうち、「点数（ポイント）方式」が79社（100社の79.0%）、「別テーブル方式」が17社（同17.0%）等となっている。

表1 退職一時金制度の有無及び算定基礎

(社)

産業区分・年	退職一時金制度のある企業	退職一時金の算定基礎（複数回答）					退職一時金制度のない企業(退職年金制度のみ)
		退職時の賃金	退職時の賃金以外	別テーブル方式	点数（ポイント）方式	その他	
調査産業計	199	28	172	29	134	13	18
製造業	116	18	100	17	79	5	15
平成25年							
調査産業計	200	26	171	26	126	18	14
製造業	126	16	108	19	77	12	10

(注1) 「その他」には、複数の方式を混在させた方式等が含まれる。

(注2) 退職一時金の算定基礎について平成27年調査から複数回答方式で調査している。

#### (2) 賃金改定と退職一時金の算定基礎との関係（表2）【集計表第3表】

調査産業計では、賃金改定の結果を退職一時金の算定基礎に自動的に反映させるのは48社（退職一時金の支払原資を社内で準備している企業193社の24.9%）で、そのうち改定結果の全部を反映させるのが33社（48社の68.8%）、一部を反映させるのが13社（同27.1%）となっている。賃金改定の結果を算定基礎に必ずしも

自動的に反映させないのは138社（支払原資を社内で準備している193社の71.5%）で、そのうち算定基礎は賃金改定とは連動しないのが126社（138社の91.3%）となっている。

製造業では、改定結果を算定基礎に自動的に反映させるのは28社（支払原資を社内で準備している113社の24.8%）、必ずしも自動的に反映させないのは79社（同69.9%）となっている。

表2 賃金改定と退職一時金の算定基礎との関係

(社)

産業区分	退職一時金の支払原資を社内で準備している社数	賃金改定の結果を算定基礎に自動的に反映させる	賃金改定の結果を算定基礎に自動的に反映させない			賃金改定の結果を算定基礎に必ずしも自動的に反映させない	反映させるか否かはその時点で判断	算定基礎は賃金改定とは連動しない
			全部を反映	一部を反映	その時点で判断			
調査産業計	193	48	33	13	1	138	7	126
製造業	113	28	18	8	1	79	2	74

(注) 平成27年調査における新規調査項目。

### (3) 定年到達までの退職金の算定（表3）【集計表第4表】

一定の年齢や勤続年数で退職一時金を固定する制度があるのは、調査産業計では45社（集計194社の23.2%）で、固定する平均年齢は56.0歳、平均勤続年数は33.0年となっている。製造業では27社（集計114社の23.7%）で、平均年齢は56.4歳、平均勤続年数は34.1年となっている。

退職一時金が定年まで増えるのは、調査産業計では149社（集計194社の76.8%）で、そのうち算定基礎給及び支給率ともに上昇するのは20社（149社の13.4%）、ポイントが増加するのは96社（同64.4%）となっている。製造業では87社（集計114社の76.3%）で、それぞれ13社（87社の14.9%）、57社（同65.5%）となっている。

表3 定年前の退職一時金の取扱い

(社)

産業区分・年	集計社数	定年前に退職一時金額を固定	定年まで退職一時金額を増額する	算定基礎給及び支給率が上昇	ポイントが増加	その他
調査産業計	194	45	149	20	96	27
製造業	114	27	87	13	57	14
平成25年調査産業計	198	42	156	22	104	23
製造業	125	24	101	15	67	12

(4) 退職一時金受給資格に要する最低勤続期間(所要年数)(表4) 【集計表第5表】

退職一時金の受給資格付与に要する最低勤続期間(所要年数)を退職理由別にみると、会社都合では調査産業計、製造業ともに「1年未満」とする企業が最も多く、それぞれ77社(集計191社の40.3%)、48社(同111社の43.2%)となっている。自己都合では調査産業計、製造業ともに「3年以上」とする企業が最も多く、それぞれ97社(同191社の50.8%)、53社(同111社の47.7%)となっている。

表4 退職一時金受給資格付与に要する所要年数

(社)

産業区分・年	集計社数	会社都合(定年を含む)				自己都合			
		1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年以上	1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年以上
調査産業計	191	77	50	10	28	15	47	29	97
製造業	111	48	30	5	9	8	32	16	53
平成25年調査産業計	194	—	—	—	—	16	54	29	93
製造業	123	—	—	—	—	10	40	16	55

(注) 平成25年調査では退職理由を定年、会社都合及び自己都合に分けて調査を行っていたが、平成27年調査では定年は会社都合に含まれる。

(5) 退職一時金制度の変更状況(表5) 【集計表第6表】

最近2年間(平成25年7月～平成27年6月)に退職一時金制度を変更したのは、調査産業計では26社(集計195社の13.3%)となっている。変更内容は「支給率の変更」が7社(26社の26.9%)、「算定基礎給の変更」及び「算出方法の変更」が5社(同19.2%)等となっている。製造業で変更したのは16社(集計115社の13.9%)

となっている。

表5 退職一時金の変更状況

(社)

産業区分・年	集計社数	変更あり	(複数回答)						原資の一部又は全部を年金に移行	その他	変更なし
			算定基礎給の変更	算出方法の変更	支給率の変更	特別加算制度の変更	制度の廃止				
調査産業計	195	26	5	5	7	4	—	1	7	169	
製造業	115	16	3	2	6	2	—	—	6	99	
平成25年											
調査産業計	199	35	4	5	10	4	—	7	9	164	
製造業	125	23	4	4	7	3	—	3	9	102	

## 2 退職年金制度

### (1) 退職年金制度の有無及びその種類 (表6) 【集計表第7表】

調査産業計で制度を採用しているのは205社 (集計217社の94.5%) で、「確定給付企業年金 (規約型)」103社 (制度のある205社の50.2%)、「確定給付企業年金 (基金型)」67社 (同32.7%)、「確定拠出年金 (企業型)」127社 (同62.0%) 等となっている。

製造業で制度を採用しているのは123社 (集計131社の93.9%) で、「確定給付企業年金 (規約型)」54社 (制度のある123社の43.9%)、「確定給付企業年金 (基金型)」50社 (同40.7%)、「確定拠出年金 (企業型)」80社 (同65.0%) 等となっている。

表6 退職年金制度の有無及び導入している年金の種類

(社)

産業区分・年	退職年金制度のある企業	導入している年金の種類 (複数回答)					退職年金制度のない企業 (退職一時金制度のみ)
		確定給付企業年金	規約型	基金型	確定拠出年金 (企業型)	その他の年金	
調査産業計	205	170	103	67	127	3	12
製造業	123	104	54	50	80	1	8
平成25年							
調査産業計	202	174	98	76	107	9	12
製造業	126	110	54	56	70	3	10

(注) 「その他の年金」には、厚生年金基金や企業独自の年金等が含まれる。

(2) 退職金制度の変更状況（表7）【集計表第8表】

最近2年間（平成25年7月～平成27年6月）に制度を変更したのは、調査産業計では45社（集計203社の22.2%）となっている。変更した年金の種類は確定給付企業年金が33社（同16.3%）、確定拠出年金（企業型）が23社（同11.3%）等となっており、内容は、「予定利率・給付利率の引下げ」が16社（同7.9%）、「制度の新設」が14社（同6.9%）等となっている。製造業で制度を変更したのは31社（集計122社の25.4%）で、変更した年金の種類は確定給付企業年金が22社（同18.0%）、確定拠出年金（企業型）が18社（同14.8%）等となっている。

表7 退職年金制度の変更状況

産業区分・年	集計社数	変更あり	(複数回答)			変更なし
			確定給付 企業年金	確定拠出年金 (企業型)	その他の年金	
調査産業計	203	45	33	23	1	158
製造業	122	31	22	18	1	91
平成25年						
調査産業計	205	47	36	12	8	158
製造業	128	23	17	5	5	105

(注) 表6の(注)に同じ。

(3) 年金の掛金（表8）【集計表第9-1表～第9-3表】

調査産業計で掛金の算定方法についてみると、確定給付企業年金（規約型）では「点数（ポイント）に単価を乗ずる」が44社（制度のある103社の42.7%）、「算定基礎に定率（全員同率）を乗ずる」が35社（同34.0%）で、確定給付企業年金（基金型）ではそれぞれ30社（制度のある67社の44.8%）、18社（同26.9%）等となっている。確定拠出年金（企業型）ではそれぞれ56社（制度のある127社の44.1%）、23社（同18.1%）等となっている。

調査産業計で確定給付企業年金（規約型、基金型）を採用している企業のうち、労働者の掛金負担があるのは、規約型では6社（集計102社の5.9%）、基金型では12社（同66社の18.2%）となっている。確定拠出年金（企業型）を採用している企業でマッチング拠出を導入しているのは37社（同122社の30.3%）となっている。

表8 掛金の算定方式（調査産業計）

年金の種類	制度のある企業	定額 〔全員同額〕	算定基礎に定率 (全員同率)を乗ずる	点数 (ポイント)に単価を乗ずる	性、年齢、勤続年数等に 応じた額	算定基礎に性、年齢、勤続年数等に応じた割合を乗ずる		その他
確定給付企業年金（規約型）	103	8	35	44	1	2		11
確定給付企業年金（基金型）	67	3	18	30	2	2		11
確定拠出年金（企業型）	127	12	23	56	—	—		29
平成25年								
確定給付企業年金（規約型）	98	7	31	43	4	2		9
確定給付企業年金（基金型）	76	4	26	31	2	3		8
確定拠出年金（企業型）	107	6	23	44	—	—		29

(注) その他には、「定額+定率」等、複数の算定方法を併用している場合等が含まれる。

### 3 退職金額

#### (1) 平均退職金支給額（表9、表10）【集計表第11表、第12表】

平成26年度1年間（決算期間）の平均退職金支給額を退職事由別にみると、調査産業計では定年退職19,664千円、会社都合17,784千円、自己都合4,488千円となっている。製造業では定年退職18,576千円、会社都合17,714千円、自己都合4,034千円となっている。

表9 退職事由別1人平均退職金額

産業区分・ 年度	定年退職		会社都合		自己都合	
	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額
調査産業計	120	19,664	55	17,784	115	4,488
製造業	70	18,576	36	17,714	65	4,034
平成25年度						
調査産業計	119	19,872	67	17,171	117	6,376
製造業	74	19,668	40	17,108	70	4,626

(注) 金額には退職年金の掛金（事業主負担分）の現価額が含まれる。

男性定年退職者の退職金支給額を学歴、勤続年数別にみると、調査産業計では大学卒は勤続35年19,781千円、満勤勤続23,039千円、高校卒はそれぞれ15,414千円、20,152千円となっている。製造業では大学卒は勤続35年20,755千円、満勤勤続22,174千円、高校卒はそれぞれ14,277千円、19,246千円となっている。

表 10 勤続年数、学歴別定年退職者の平均退職金額（男）

（社、千円）

産業区分・勤続年数・年	大学卒		高校卒	
	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額
調査産業計				
勤続 35 年	25	19,781	18	15,414
満勤勤続	66	23,039	78	20,152
製造業				
勤続 35 年	15	20,755	9	14,277
満勤勤続	41	22,174	49	19,246
平成 25 年				
調査産業計				
勤続 35 年	21	22,609	13	18,509
満勤勤続	73	23,804	79	20,129
製造業				
勤続 35 年	13	22,184	9	17,712
満勤勤続	49	23,851	53	19,233

(2) モデル退職金（表11、表12）【集計表第13表、第14表】

「モデル退職金」は学校を卒業後直ちに入社し、その後標準的に昇進した者で、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数）に該当する者の退職金をいい、退職年金制度を併用している企業においては、退職年金現価額が含まれている。

定年退職した場合の退職金額は、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）24,887千円、高校卒事務・技術（総合職）22,681千円、高校卒生産21,131千円となっている。製造業はそれぞれ28,606千円、24,039千円、21,873千円となっている。

表11 モデル退職金額（会社都合）

（千円）

職種、学歴、 産業区分	勤続 3 年	勤続 5 年	勤続 10 年	勤続 15 年	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 30 年	勤続 35 年	60 歳	定年
事務・技術（総合職）										
大学卒	(25 歳)	(27 歳)	(32 歳)	(37 歳)	(42 歳)	(47 歳)	(52 歳)	(57 歳)		
調査産業計	700	1,199	3,159	6,045	9,779	14,712	21,118	24,804	26,741	24,887
製造業	767	1,338	3,503	6,638	10,415	15,292	21,427	25,647	29,542	28,606
高校卒	(21 歳)	(23 歳)	(28 歳)	(33 歳)	(38 歳)	(43 歳)	(48 歳)	(53 歳)		
調査産業計	504	920	2,267	4,214	7,455	11,323	15,283	19,885	23,153	22,681
製造業	560	1,003	2,438	4,675	7,774	11,847	15,596	20,199	25,217	24,039
生産										
高校卒	(21 歳)	(23 歳)	(28 歳)	(33 歳)	(38 歳)	(43 歳)	(48 歳)	(53 歳)		
調査産業計	587	992	2,404	4,416	6,686	10,111	13,562	16,449	20,746	21,131
製造業	588	1,013	2,446	4,485	7,029	10,558	14,170	17,274	20,653	21,873

定年退職時のモデル退職金額での学歴間格差についてみると、大学卒事務・技術（総合職）を100として、調査産業計では高校卒事務・技術（総合職）は91.1、高校卒生産は84.9となっている。製造業ではそれぞれ84.0、76.5となっている。

表 12 モデル退職金額の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を100とした場合の高校卒の水準）

産業区分	定年	
	事務・技術 （総合職）	生産
調査産業計	91.1	84.9
製造業	84.0	76.5
平成25年		
調査産業計	88.1	77.6
製造業	85.6	77.0

また、モデル退職金額の内訳（退職一時金額と退職年金現価額）に回答があった企業についてみると、定年退職時の大学卒事務・技術（総合職）のモデル退職金額は、調査産業計では29,644千円となっており、その内訳は、退職一時金額が15,667千円、退職年金現価額が13,977千円となっている。製造業では32,044千円となっており、その内訳は、退職一時金額が17,857千円、退職年金現価額が14,187千円となっている【集計表第14-1表】。

#### 4 定年制

##### (1) 定年制の有無及び定年年齢【集計表第15表】

調査産業計、製造業いずれも全ての企業（集計217社）で定年制を採用している。定年を「60歳」としているのが、調査産業計では207社（集計217社の95.4%）、製造業では125社（同132社の94.7%）、「65歳」がそれぞれ7社（同217社の3.2%）、5社（同132社の3.8%）となっている。

##### (2) 選択定年制（早期退職優遇制度）（表13、表14）【集計表第16表】

調査産業計では制度があるのは111社（集計216社の51.4%）で、うち勤続年数を要件とする企業は92社（111社の82.9%）、所要年数の平均は14.2年となっている。製造業で制度のある63社（集計131社の48.1%）のうち、勤続年数を要件とする企業は53社（63社の84.1%）、所要年数の平均は12.6年となっている。

制度の適用開始年齢をみると、「50歳」から適用を開始する企業が最も多く、



調査産業計では43社（111社の38.7%）、製造業では23社（63社の36.5%）となっている。

表 13 選択定年制の適用状況

(社)

産業区分・年	集計社数	制度あり	勤続年数の要件		制度なし
			要件あり	要件なし	
調査産業計	216	111	92	19	105
製造業	131	63	53	10	68
平成 25 年					
調査産業計	213	117	92	22	96
製造業	135	72	54	15	63

(注) 勤続年数の要件の有無について無回答の企業が存在する。

退職一時金の優遇措置があるのは、調査産業計では104社（制度のある111社の93.7%）で、退職時の年齢に応じて支給額を加算する企業が48社（優遇措置のある104社の46.2%）、支給率を加算し定年退職と同様に扱う企業が47社（同45.2%）、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が15社（同14.4%）等となっている。製造業では優遇措置があるのは58社（制度のある63社の92.1%）で、退職時の年齢に応じて支給額を加算する企業が32社（優遇措置のある58社の55.2%）、支給率を加算し定年退職と同様に扱う企業が27社（同46.6%）、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が7社（同12.1%）等となっている。

退職年金の優遇措置があるのは、調査産業計では13社（制度のある111社の11.7%）、製造業では6社（同63社の9.5%）となっている。

表 14 選択定年制による早期退職者に対する優遇措置

(社)

産業区分・年	制度あり (再掲)	退職一時 金の優遇 あり	優遇措置（複数回答）				退職年金 の優遇 あり	その他の 優遇あり
			定年退職 と同等に 扱う	勤続年数 の加算	年齢に応 じた加算	その他		
調査産業計	111	104	47	15	48	23	13	12
製造業	63	58	27	7	32	14	6	7
平成 25 年								
調査産業計	117	107	54	22	—	64	8	9
製造業	72	65	35	14	—	41	2	8

(注) 平成 25 年調査では年齢に応じた加算について調査していない。

## 5 継続雇用制度

### (1) 継続雇用制度【集計表第17表】

継続雇用制度を採用しているのは、調査産業計では214社(定年制のある217社の98.6%)、製造業では129社(同132社の97.7%)となっており、調査産業計及び製造業ともに、全ての企業で再雇用制度を採用している。勤務延長制度を採用しているのは調査産業計では4社(214社の1.9%)、製造業では1社(129社の0.8%)となっている。

### (2) 再雇用時の雇用・就業形態(表15)【集計表第18表】

再雇用時の雇用・就業形態をみると、調査産業計では「嘱託社員」が最も多いとする企業が116社(集計213社の54.5%)、「契約社員」が55社(同25.8%)、「正社員」が13社(同6.1%)等となっている。

製造業では「嘱託社員」が最も多いとする企業が67社(集計129社の51.9%)、「契約社員」が37社(同28.7%)、「正社員」が9社(同7.0%)等となっている。

表15 再雇用時において最も多い雇用・就業形態

産業区分・年	集計社数	(社)					
		正社員	契約社員	嘱託社員	パート・アルバイト	子会社・関連会社の従業員	その他
調査産業計	213	13	55	116	8	12	9
製造業	129	9	37	67	3	7	6
平成25年							
調査産業計	204	16	50	106	12	11	9
製造業	128	12	33	61	6	8	8

(注)「子会社・関連会社の従業員」には、雇用形態にかかわらず子会社や関連会社で働く労働者全てを含む。

### (3) 再雇用時と定年退職時との労働条件の比較(表16)【集計表第19表】

再雇用制度を採用している企業について再雇用時と定年退職時の労働条件を比べてみると、調査産業計では所定労働時間が「定年退職時と同じ」企業は142社(集計210社の67.6%)、定年退職時の「50%以上80%未満」が13社(同6.2%)等となっている。基本給の時間単価は「50%以上80%未満」が101社(同208社の48.6%)、「50%未満」が68社(同32.7%)等となっており、「定年退職時と同じ」企業はなかった。

製造業では所定労働時間が「定年退職時と同じ」企業は96社(集計126社の76.2%)、「50%以上80%未満」が6社(同4.8%)等となっている。基本給の時間単価は「50%

以上80%未満」が70社（同126社の55.6%）、「50%未満」が40社（同31.7%）等となっており、「定年退職時と同じ」企業はなかった。

表 16 再雇用時と定年退職時との労働条件の比較

産業区分・年	所定労働時間						基本給の時間単価					
	集計社数	定年退職時の50%未満	50%以上80%未満	80%以上100%未満	定年退職時と同じ	個別判断	集計社数	定年退職時の50%未満	50%以上80%未満	80%以上100%未満	定年退職時と同じ	個別判断
調査産業計	210	—	13	9	142	46	208	68	101	1	—	38
製造業	126	—	6	2	96	22	126	40	70	—	—	16
平成 25 年												
調査産業計	204	3	12	4	147	38	203	65	101	2	—	35
製造業	129	2	6	1	100	20	128	39	71	1	—	17

(4) 再雇用労働者と定年年齢到達前の常用労働者との労働条件の比較

(表 17) 【集計表第 20 表】

再雇用制度を採用している企業について、再雇用労働者の労働条件と定年年齢到達前の常用労働者の労働条件を比べると、調査産業計では再雇用労働者は定期昇給なしとする企業は169社（集計210社の80.5%）、定年年齢到達前より低い水準が17社（同8.1%）、一時金（賞与）が低い水準が128社（同210社の61.0%）、支給なしが47社（同22.4%）等となっている。

製造業では定期昇給なしとする企業が105社（集計128社の82.0%）、定年年齢到達前より低い水準が13社（同10.2%）、一時金（賞与）が低い水準が85社（同127社の66.9%）、支給なしが25社（同19.7%）等となっている。

表 17 再雇用労働者と定年年齢到達前の常用労働者との労働条件の比較

産業区分・年	定期昇給					一時金（賞与）				
	集計社数	低い水準	同じ水準	個別判断	昇給なし	集計社数	低い水準	同じ水準	個別判断	支給なし
調査産業計	210	17	5	19	169	210	128	7	28	47
製造業	128	13	1	9	105	127	85	4	13	25
平成 25 年										
調査産業計	205	14	—	15	176	206	117	5	33	51
製造業	130	7	—	11	112	131	77	5	18	31